

平成 20 年第 8 回臨時
夕張市議会会議録
平成 20 年 11 月 27 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 議案第 1 号 夕張市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第 2 号 夕張市賃貸住宅条例の一部改正について
第 3 議案第 3 号 指定管理者の指定について
第 4 第 7 回臨時市議会認定第 1 号 平成 19 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 7 回臨時市議会認定第 2 号 平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
第 7 回臨時市議会認定第 3 号 平成 19 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
第 7 回臨時市議会認定第 4 号 平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について
第 7 回臨時市議会認定第 5 号 平成 19 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
第 7 回臨時市議会認定第 6 号 平成 19 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
第 7 回臨時市議会認定第 7 号 平成 19 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
報告第 2 号 専決処分の報告について

◎出席議員(9名)

高間澄子君
伝里雅之君
島田達彦君
角田浩晃君
加藤喜和君
正木邦明君
高橋一太君
新山純一君
山本勝昭君

◎欠席議員(なし)

- 午前 10 時 30 分 開議
●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
●議長 加藤喜和君 ただいまから平成 20 年第 8 回臨時夕張市議会を開会いたします。
●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。
●議長 加藤喜和君 これより、本日の会議を開きます。
●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により
高間議員
伝里議員
を指名いたします。
●議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、事務局長から諸般の報告をいたします。
●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。
参与並びに書記の職氏名についてであります、地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の職氏名は、お手元に配付しておりますプリントのとおりであります。
以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤倉 肇君
選挙管理委員会委員長 板谷 努君
農業委員会会長 山田 昇君
監査委員 藤原 哲君
◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
副市長 羽柴 和寛君
理事 金家 明宏君
地域再生推進室長 畑山 栄介君
地域再生推進室総括主幹 松村 俊哉君
地域再生推進室主幹兼総務課主幹 河内 能宏君
地域再生推進室主幹 千葉 敬司君
総務課総括主幹 熊谷 稔子君
総務課主幹 佐藤 喜樹君
総務課主幹 近野 正樹君
総務課主幹 三羽 昭夫君
建設課長 細川 孝司君
建設課総括主幹 小林 正典君
建設課主幹 朝日 敏光君
建設課主幹 熊谷 修君
建設課主幹 佐藤 紀美夫君
建設課主幹 千葉 葉津乃君
建設課主幹 阿部 淳君
市民課長 天野 隆明君
市民課総括主幹 木村 卓也君
市民課主幹 小松 政博君
南支所長 上木 和正君
福祉課長兼福祉事務所長 石原 秀二君
福祉課総括主幹 池田 伸君
福祉課総括主幹 吉崎 仁司君
出納室長 池下 充君

消防本部消防次長

鷲見 英夫君

消防本部管理課長

田中 義信君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育委員 安藤 政子君
教育長 小林 信男君
教育課長 秋葉 政博君
教育課総括主幹 三浦 譲君
教育課主幹 古村 賢一君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及川 憲仁君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝日 敏光君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及川 憲仁君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹下 明洋君
主査 大島 琢美君
主査 辻 一郎君

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田委員長。

●角田浩晃君（登壇） ただいまから、第 8 回臨時市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し協議した結果についてご報告申し上げます。

本臨時市議会に付議されます案件につきましては、

当初、議案 2 件でありましたが、その後、指定管理者の指定に係わる議案 1 件と、専決処分に係わる報告 2 件、また、第 7 回臨時市議会で決算審査特別委員会に付託しておりました平成 19 年度各会計決算の認定 7 件の審査が終わり、追加提出することとなりましたので、これらをあわせますと 12 件となるものであります。

これらの案件の取り扱いにつきまして協議したところであります。その結果、付議されます案件はいずれも即決することとし、会期につきましては本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 1 号夕張市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第 2 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 1 号夕張市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、及び議案第 2 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、2 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案はいずれも、公益法人制度の抜本的な見直しにより、地方自治法において民法の規定を準用していた当該部分が自治法の条文として直接規定され、本年 12 月 1 日から施行されることに伴い、本市条例において該当する条文を改める必要が生じたことから、それぞれ条例の一部を改正しようとするも

のであります。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 3 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 3 号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年 11 月 30 日をもって指定管理者を取り消すこととなっております、市内日吉に設置のユーパロの湯につきまして、指定管理者の公募を行いましたが、公募条件である廃タイヤボイラーの引継ぎに関して調整がつかず、公募による選定が不成立となったことから、迅速な施設の再開のためにも、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者として、廃タイヤボイラーの稼動及びメンテナンスを行っており、その適切な維持管理が可能である菱和興産株式会社を選定し、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。
高橋議員。

●高橋一太君 ただいま指定管理の指定についての提案理由の説明がありました。

それで、今まで、20 日の段階までですか、一応今回の指定管理の公募という形で、一応取られたと思いますけど、まずその辺の経過の部分について若干ちょっとお示しいただければと思いますので、最終的には今回こういうことで、最終的には行政のほうから指定するという形になっていますね。指定業者ということで指定するということで今、提案がありましたので、それに至る経過も詳しくご説明いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

●議長 加藤喜和君 地域再生推進室長。

●地域再生推進室長 畑山栄介君 これまでの経過ということでのお尋ねでございます。

指定管理者の公募という手続きを 11 月 20 日までとさせていただきまして、公募に対して申請をしてきた業者、ございました。

ただ、この申請に伴う今回の公募要領の附帯条件というか公募条件の中で、現在稼動しております附帯施設であります廃タイヤボイラー、こちらの譲渡、また貸付による引継ぎを行うことということが条件として付されておりました。

これにつきまして、この廃タイヤボイラー施設を所有しているところ、民間の業者との調整がつかず、結果的に公募条件を満たすことが困難となつたというご報告を受けまして、結果的に今回の公募による条件を満たさない。つまり、候補者としての該当には至らなかつたということで、今般の公募そのものが不成立になったということでございます。

それに伴いまして、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの第 5 条で公募によらない候補者を選定できる場合ということで、申請した団体等で指定管理者として適当な団体等がないと認められるときということになります、市としては公募による選定を経ずに指定管理者を今

般の菱和興産に指定をさせていただきたいということで、議決を経たいということでございます。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。

それで今、不成立に終わって条件が最終的に合わなかつたということで、今般の形で指定をしていくという形で、この菱和さんに今、提案理由の説明ありましたけども、その中で、これは夕張にとってはむしろ前向きに考えていかなければいけませんし、いいことでありますから。

それで、当初、公募にも条件の中でもあったのでしょうかけども、時期的な部分もあるでしょうし、これは間髪いれずに 12 月 1 日から即座に指定を結んでいただくというのも条件の中で一つあったと思いますし、さらには雇用体制の部分ですね、現職員の雇用体制。このあたりの部分も今回、指定する側との条件提示という部分は、この辺というのはどうなつてているか、その辺もしわかれればお示しいただければと思います。

●議長 加藤喜和君 推進室長。

●地域再生推進室長 畑山栄介君 まず時期的な問題でございますけれども、こちらは確かに公募の時点でも可能な限りの開設に努めるということと、その前提として開設、言ってみれば業を開始するまでの間の 12 月 1 日からの管理ということも条件としておりまして、市といたしましてはこの施設そのものを配水なり配管等が必要な施設でありますし、引き継ぎ目なしに管理していただくことでの迅速なそいつた意味での再開、これを主眼に置いたところでございます。

その点につきまして、今般、指定をする前の段階で当然、この条例の手続きに則つていけば、最終的に菱和のほうに意向を確認して、それはやりたいというような確認も取っております。申請書というのも上がってきております。

その中でいくと、管理運営を円滑に行うということ、それから職員体制につきましても基本的に現在の職員を引き継いでやっていきたいということで、

市民密着型ということを計画の中でもうたつておるということでございまして、そういうものを総合的に勘案いたしまして、今般の議案とさせていただいたところでございます。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 それで今、室長のほうからもお話をあったとおり、市民密着型というまさにそういう体制でやつていていただくことが一番、我々市民としても望みますし、また、指定する行政としても、我々、今、議決をしていかなければいけない議会としても責任重いという形でありますから、この辺は十分に、以前からも例えば市民密着型という部分の体制でいけばやっぱり、時間帯の問題ですとかあるいは営業体制の中身、それらも含めていろんな市民要望も踏まえて今日まであったかと思います。

そういうものも十分考慮した中で、今度指定する業者に対してもその辺のできる範囲の体制づくりというものを要望していただければと思いますので、これは要望ということで添えさせていただければと思います。

●議長 加藤喜和君 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 4、第 7 回臨時市議会認定第 1 号平成 19 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 2 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 3 号平成 19 年度夕張市市場事業

会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 4 号平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 5 号平成 19 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 6 号平成 19 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、同じく認定第 7 号平成 19 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について、以上 7 案件一括議題といたします。

本 7 案件は、いずれも決算審査特別委員会に審査を付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

山本委員長。

●山本勝昭君（登壇） ただいまから、平成 20 年第 7 回臨時市議会において本委員会に審査を付託されました認定第 1 号ないし第 7 号の平成 19 年度各会計決算の認定についての 7 案件を審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本特別委員会は議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましてもこの会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしたいと存じますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

審査は冒頭、理事者から概括的な説明を聴取した後、大綱的な質疑を行い、次いで決算書の各会計ごとに精査し、最後に各証書類について慎重な照査を行ったところであります。

その結果、本 7 案件については全会一致をもっていずれもこれをすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。よろしくご採択くださいますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようありますから、直ちに決定してまいります。

決算審査特別委員会に審査を付託しておりました、認定第 1 号ないし第 7 号に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定すべきものとするものであります。

本 7 案件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 7 案件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君　　日程第 5、報告第 1 号同じく第 2 号、いずれも専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇）　　報告第 1 号及び報告第 2 号の専決処分の報告について、2 報告一括して、その内容をご説明申し上げます。

本 2 報告はいずれも、市が管理する住宅の明渡しにかかる訴え等について、報告第 1 号につきましては、当事者より住宅料の滞納を認め、分割納入による申入れがあったことから、訴えの提起前の和解について、報告第 2 号につきましては、住宅の明渡し及び住宅使用料等の支払いを請求するための訴えの提起について、それぞれ地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分したものであります。

以上、報告第 1 号及び報告第 2 号の 2 報告、一括してその内容をご説明申し上げました。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君　　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君　　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君　　ご起立願います。

●議長 加藤喜和君　　これをもちまして第 8 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

午前 10 時 49 分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 加藤 喜和

夕張市議会 議員 高間 澄子

夕張市議会 議員 伝里 雅之